

令和3年度介護サービスの基盤整備について  
《第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備》

1 進め方

安曇野市では、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、中長期的に整備が必要となる介護保険サービスの基盤整備に関して、サービス種別、整備数及び整備時期について定めています。

市内において介護保険法の規定による地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業を行うためには、介護保険法および厚生労働省令の定めるところにより、地域密着型サービス事業等の事業を行う予定者（法人）の申請に基づき、サービスの種類及び事業所ごとに、安曇野市長の指定を受けることが必要となります。また、地域密着型サービス事業以外の事業を行う予定者（法人）の申請については、長野県（知事）の指定を受けることとなりますが、サービスの如何を問わず計画に定めた整備を行う場合は指定以前に候補事業者の公募、選考および決定を安曇野市が行うこととなります。

介護保険事業計画期間中における介護サービス基盤の整備を円滑に進めるため、安曇野市介護保険条例第14条に定められた「所掌事務」（安曇野市介護保険等運営協議会）に基づき、以下のとおり2つの方式により事業者の意見聴取、選定を進めるものです。

2 地域密着型サービス及びその他、施設サービス等の事業者選定及び指定について

(1) ア 事前相談による指定方式（全委員からの意見聴取）

【対象：地域密着型サービス全て（計画に定めたサービスも含）】

市では、あらかじめ指定申請に係る協議を安曇野市長と行う取扱いとします。指定申請は、事前相談の手続きを経た後に行うこととなります。

イ 事前協議～指定までの流れ（フロー）

時 期	手続き	事業所	安曇野市
指定日の概ね 2ヵ月前 ～1ヵ月前	事前相談	①【事前相談】 ・指定申請書(新規) ・添付（付表） 【事前確認および委員からの質問に対する回答】	【事前相談】 ・指定申請書受取 ・書類精査 ○介護保険等運営協議会（委員）への意見聴取および意見集約および事業所への確認
指定日の概ね 15～10日前	法に基づく指定申請(法第78条の2)		②【指定申請】 ・申請書受付 ・書類審査 ・現地調査(確認)

時 期	手続き	事業所	安曇野市
指定日の概ね 3～4日前	法に基づく指 定(法第42条の 2第1項)	④【事業開始】 ← (指定日初日)	③【指定通知】

(2) ア 公募方式 (会長より指名された委員6名による選定部会における審査)

【対象：8期計画に定めた地域密着型サービスおよび長野県指定サービス】

事業計画において定められた介護保険事業所等(施設)の整備計画※1について、より質の高いサービスの提供及び業者選定の公平性、透明性の観点から公募により「候補事業者」を選定。(※1 計画書P88・概要版P6参照)

イ 公募予定時期(市ホームページ情報/R3.3.2から掲載)

○地域密着型サービス

No. サービス名		整備 地域	公募年度および床数			公募予定時期 (開設時期)
			3年度	4年度	5年度	
1 認知症対応型共同生活介護	新設	市内	0	18	0	4年4月～5月 (令和6年4月)

(公募担当課：介護保険課)

○その他のサービス(広域型)

No. サービス名		整備 地域	公募年度および床数			公募予定時期 (開設時期)
			3年度	4年度	5年度	
2 介護老人福祉施設	転換	市内	14	0	0	3年5月～6月 (令和4年4月)
3 介護専用型以外の 特定施設入居者生活介護 【混合型】	※ 新設		0	0	40	5年4月～5月 (令和6年4月) ※既存施設の転換

(公募担当課：介護保険課)

ウ 事業者の公募条件等について

8期介護保険事業計画における事業者の公募条件(応募資格、応募・選考の流れ等)は、サービス種別を問わず同一条件とします。ただし、募集要項(公募)の周知期間および募集期間等をはじめ、サービス種別毎に要件が異なる内容は除きます。

エ 候補事業者の選定及び指定について

選定された「候補事業者」について、以下の2つの区分に分かれ指定となります。

◇地域密着型サービス（安曇野市指定）

市の計画に基づき「地域密着型サービス指定候補事業者」として選定された後、候補事業者が事業開始の準備（整備）が整った時点（開設時期の概ね2カ月前～1カ月前）で、指定申請書（事前相談）を市に提出、介護保険等運営協議会（委員）からの意見聴取等を行い、指定基準に適合する事が確認されれば指定を行う。

◇その他のサービス（広域型）（長野県指定）

介護保険法70条第6項、86条第3項、94条第6項による市の計画に基づき、「その他、施設サービス等の候補事業者」として選定された後、県に事業指定申請の手続きを行う。

オ 選考、選定方法について

安曇野市介護保険規則（平成17年10月1日規則第95号）第34条※に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

◇一次審査（書類審査による評価）

◇二次審査（プレゼンテーション）

※安曇野市介護保険規則（抜粋）【別紙参照】

3 介護保険関連サービス候補事業者選定部会（委員6名）の指名について

前述のとおり、本年度は6月～8月頃を目途に選定部会が実施する公募事業者の選考および選定を予定していることから、以下の指針に基づき介護保険等運営協議会において、会長より指名し委員をお願いするものです。

ア 安曇野市介護保険規則第36条第2項に規定する介護保険関連サービス候補事業者選定部会の安曇野市介護保険等運営協議会会長が指名する委員の選考の指針

下記の中より6名を指名する。

- (1) 公募により選考された市民 【1名】（実際にサービスを受ける者の代表者）
- (2) 学識経験を有する者 【1名】（安曇野市の地域福祉に精通している者）
- (3) 保健・医療又は福祉関係者 【2名】  
（高齢者の保健・医療又は福祉に精通している者および社会福祉に学識経験を有する者）
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者 【2名】（介護サービス事業提供者）

#### 4 令和3年度事業者の募集について

- ア 介護老人福祉施設（既存併設短期入所生活介護からの特養への転換）  
募集～指定候補事業者選考までの流れ（資料3：募集要項参照）